

審 第 4 7 7 1 号  
答 申 第 3 3 0 号  
令和6年3月19日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年11月19日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第297号

令和3年9月13日付けで審査請求人から提起された、令和3年8月3日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和3年8月3日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年7月19日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時すぎころ〇〇と〇〇の事でトラブルとなり 私の携帯電話番号（〇〇）から110番したときの 〇〇警察が保有する110番受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「110番受理処理結果票 〇〇年〇〇月〇〇日付け 受理番号〇〇」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和3年9月13日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年11月19日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
  - ア 本件審査請求の趣旨  
本件決定の（受理者を除く）取消しを求める。
  - イ 本件審査請求の理由  
〇〇、請求人は〇〇110番通報し、〇〇。したがって、件名、処理結果、メモ1の一部分の開示を求める。〇〇。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 反論の趣旨

本件決定の（受理者を除く）取消しを求める。

イ 反論の理由

〇〇。請求人が110番通報し、〇〇。

(ア) 請求人の要求は件名、処理結果、メモ1の一部分の開示を求める。

(イ) 110番受理処理結果票（本件分）

指令時刻、現着時刻、メモ2、所属記載欄、現着者等が不記載である。

(ウ) 〇〇。

ウ 請求人の知る権利について

請求人が110番通報者で、事件名、処理結果、メモ1のケース（ママ）等を開示させるべきと主張する。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及びその理由

ア 処分の内容

(ア) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

(イ) 個人情報の特定及びそれが記録された行政文書の内容について

a 個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

b 本件文書及び事務の内容

本件文書は、通信指令業務に関する事務で作成されたものである。通信指令業務は、通信機器を使用して千葉県警察本部地域部通信指令課通信指令室及び警察署通信室の行う指揮命令、事件事故の手配、通報、照会等の業務を行う。

警察通報用電話（以下「110番」という。）により通報を受理したときは、事案の内容を通信指令システムにより、所轄署長に連絡するとともに、その処理状況等を110番受理処理結果票に記録することとされている。

イ 処分の理由

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求では、開示請求をする自己の個人情報の内容において、行政文書が具体的に示されており、当該行政文書に記録された個人情報については、前記ア（イ） a のとおり、本件決定で特定している。

なお、審査請求人が開示請求をする自己の個人情報の内容に記載した特定日と同一日に複数回の110番通報をした可能性もあることから、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、本件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由

- a 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「規則」という。）に該当

受理者欄の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

- b 条例第17条第2号に該当

下部欄外の職員番号

警察官の職員番号が記載されており、職員番号は、警察職員個々に付与されたものであり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

- c 条例第17条第6号に該当

件名欄、処理結果欄及びメモ1欄の一部

警察の調査、判断した結果が記載されており、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き関係者との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握が困難になるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(3) 弁明の内容について

本件決定における不開示部分及び理由については、前記（2）イ（イ）のとおりであるが、以下、詳しく説明する。

ア 条例第17条第2号及び規則該当の妥当性

受理者欄の氏名

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。

また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及び

ニに該当する場合は開示しなければならない旨規定している。

受理者欄の氏名は、同号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、同号のただし書該当性について検討する。

- (ア) ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」について、開示する規定であるが、受理者欄の氏名を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、ただし書イには該当しない。

- (イ) ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」について、開示する規定であるが、該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。」とされており、受理者欄の氏名を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活、又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、ただし書ロには該当しない。

- (ウ) ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分について、開示する規定であるが、括弧書により「(警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。)」としており、規則第1号において「警部補以下の階級にある警察官」、第2号において「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と規定している。

これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は、不開示とすることを規定しているが、受理者欄の氏名は、規則第1号に該当する警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、規則で定める警察職員である。

したがって、ただし書ハには該当しない。

- (エ) ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であるが、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考え

られる。

これは、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはない、当該情報は開示されるということを規定している。

受理者欄の氏名を審査請求人が既に知っているのかは明白ではなく、同氏名に記載された個人と審査請求人の利害が共通しているとはいえない。

したがって、ただし書二には該当しない。

よって、受理者欄の氏名は、同号本文及び規則に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

イ 条例第17条第2号該当の妥当性

下部欄外の職員番号

条例第17条第2号の趣旨は、前記アのとおりである。

不開示とした下部欄外の職員番号は、警察官の職員番号が記載されており、職員番号は、警察職員個々に付与されたものであり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

よって、下部欄外の職員番号は、同号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

ウ 条例第17条第6号該当の妥当性

件名欄、処理結果欄及びメモ1欄の一部

条例第17条第6号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであるが、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

不開示とした件名欄、処理結果欄及びメモ1欄の一部は、警察の調査、判断した結果が記載されており、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き関係者との信頼関係が損なわれ、以後の通信指令業務において正確な事実の把握が困難になるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、件名欄、処理結果欄及びメモ1欄の一部については、同号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした部分の開示を求めているので、以下、検討する。

### (2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

### (3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書は、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分を受理日時とする110番受理処理結果票であり、審査請求人からなされた110番による通報について、通報内容や処理状況等を記録した文書であると認められる。

イ 受理者欄の氏名について

(ア) 実施機関は、受理者欄の氏名について、条例第17条第2号及び規則に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、実施機関の職員の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

ウ 下部欄外の職員番号について

(ア) 実施機関は、下部欄外の職員番号について、条例第17条第2号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求

人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 件名欄、処理結果欄及びメモ1欄の記載について

(ア) 実施機関は、本件決定において不開示とした件名欄、処理結果欄及びメモ1欄の記載について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該欄には、実施機関が調査し、判断した結果が記載されており、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き関係者との信頼関係が損なわれ、以後の通信指令業務において正確な事実の把握が困難になるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月19日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年12月16日	反論書の写しの受理
令和6年 2月 8日	審議（令和5年度第10回第2部会）
令和6年 3月 7日	審議（令和5年度第11回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会